

令和3年
使用

交通安全 ポスターデザイン募集

募集
内容

各部門とも「令和3年使用内閣総理大臣賞受賞スローガン」を
原文のまま使用してポスターを制作してください。
スローガンの漢字をひらがなやカタカナに変えたり、句読点や
括弧などを付加した場合は審査対象となりません。

止まれ

一般部門A 運転者(同乗者を含む)に呼びかけるもの **どなたでも応募可**

ゆとりある 心と車間の ディスタンス

一般部門B 歩行者・自転車利用者に呼びかけるもの **どなたでも応募可**

ママなんで？ 赤は止まると 習ったよ

こども部門 子供たちに交通安全を呼びかけるもの **中学生以下のみ応募可**

自転車に 乗るならきみも 運転手



締め切り
令和3年

1月31日(日)

消印有効

作品サイズ

一般部門A、B ▶ B3判またはB3判相当の四ツ切り用紙 縦位置に限る

こども部門 ▶ B3判またはB3判相当の四ツ切り用紙 縦・横位置自由

※印刷用のトンボ(断裁位置の目印)や余白は不要です。障がい等で上記作品サイズを描くことが困難な場合は、「交通安全ポスターデザイン」事務局(毎日企画サービス内)へお問い合わせください。

制作上の注意

ポスターデザインは交通安全を訴えるものであることから、交通ルールを遵守したものとし、制作にあたっては特に以下の点に注意すること。ただし、危険性を訴える目的で信号機を擬人化するなど、制作上必要性が認められる場合は審査の際に考慮する。

- 信号機、標識、標示等を正しく描く
- 車内の人物にはシートベルトまたはチャイルドシートを着用させる
- 自転車を素材にする場合は、ブレーキ等車体と乗り方を正しく描く

○自作、未発表作品に限る。他者の知的所有権を侵害しないこと。他者の作品や顔写真、商品、商標等が作品中に含まれていると判断された場合は審査の対象とならない。

○応募点数に制限はもうけない。共同制作も可。

○パソコンによる制作、レタリングやイラストレーションの使用、写真のデザイン化も可。

参考 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号順守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

詳細はこちらの二次元コードから
ご確認できます。

毎日新聞社 交通安全
ポスターデザイン募集



応募方法・賞・応募用紙は裏面をご覧ください！